

○運輸委員会

内閣提出法律案（二二件）

番号	件	名	院議先	提出月日	付委員会	参議院	衆議院	備考
37	日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案	日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案	衆	元、二六	元、五三 (予)	議委員会	本会議	
38	特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案	"	元、二六	元、六三	可元、六三 決元、六三	議員会	本会議	
		二六	二六	二六	元、三六	付委員会	衆議院	
			可	六三	元、五三 決元、五三	議委員会	本会議	
			可	六三	元、六八 決元、六八	付委員会	衆議院	

日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案（閣法第三七条）

鉄道保有機構が同公団に対し当該事業に要する費用に充てる資金の一部について交付金を交付することができるようになるものである。

要旨

本法律案は、新幹線鉄道の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、国が当該事業を行う日本鉄道建設公団に対し日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸し付けを行うこととするとともに、新幹線

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案は、国が日本鉄道建設公団に対し、日

本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を原資とする無利子貸付金を貸し付けることができる」とするとともに、新幹線鉄道保有機構が同公団に対し、建設費の一部に充てるための資金を交付することができる」とする等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案は、協会の名称を造船業基盤整備事業協会と改称し、新たに、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究を促進するため、必要な資金の助成等の業務を追加すること等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を便宜一括議題として審査を行い、整備新幹線建設に関する基本的考え方、新幹線建設に伴うJ.R.会社への影響及び造船業活性化対策等各般の問題について質疑が行われました。

討論に入りましたところ、二法律案について、それぞれ日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられました。次いで、採決の結果、日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案については、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党、日

本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案については、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

##### 要旨

本案は長期にわたり厳しい経済環境の下にある造船に関する事業の基盤を整備し、その活性化を図るため、新たに協会の業務として民間において行われる試験研究を促進するための業務を追加すること等所要の措置を講じようとすることであり、その主な内容は次のとおりである。

一、協会の名称を「造船業基盤整備事業協会」に改称することとする。

#### 二、法律の目的を「造船に関する事業における経営の安定

及び技術の高度化のための基盤の整備を図ること」と「に改めることとする。

三、協会の業務として、新たに民間における高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金の助成、当該資金の借り入れに係る債務の保証及びその他民間における技術開発を支援するために必要な業務等を追加することとする。

四、財務及び会計、罰則の規定、法律の施行期日その他所要の規定の整備を図ることとする。

委員長報告

一一九ページ参照